

早わかり

インフルエンザの出席停止期間 しゅっせきていし

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律で次のように定められています。

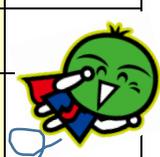
はっしょう 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日) を経過するまで げねつ

～ インフルエンザの主な症状 ～

突然の発熱 全身の痛み（関節痛・筋肉痛）
頭痛 起きていられないほどに体がだるい など

● 実際の例で考えてみると・・・●

<例1>

受診した日ではなく、症状が出始めた日	発症日 0日目	発症後					発症後 5日を経過した後	
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
	/	/	/	/	/	/	/	/
	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
発症後1日目に熱が下がった	×	×	×	×	×	×	○	

★ 熱が下がって2日以上たっても「発症後5日」を過ぎないとダメ。

<例2>

受診した日ではなく、症状が出始めた日	発症日 0日目	発症後					発症後 5日を経過した後	
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
	/	/	/	/	/	/	/	/
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
発症後4日目に熱が下がった	×	×	×	×	×	×	○	

★ 「発症後5日」を過ぎていても、熱が下がって2日以上たたないとダメ。

×・・・出席停止（登校できません。）

○・・・登校できます